

山口県教育委員会会議録

日時：平成30年2月22日

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>ただいまより平成30年2月の教育委員会会議を開催します。 最初に本日の署名委員の指名を行います。 官部委員と佐野委員、よろしくお願ひします。 それでは、議案の審議に入りたいと思ひます。 議案第1号について、教育政策課から説明をお願ひします。</p>
教育政策課長	<p>平成30年度当初予算案の概要につきまして、御説明申し上げます。 まず、平成30年度当初予算編成に当たつての基本的な考え方でございます。 県の平成30年度当初予算の編成においては、人口減少の克服や地方創生の実現など、これからの県政に残された課題に立ち向かつていくために、実効性の高い施策の重点的な推進を基本方針としていまして、 県教委においても、こうした県の予算編成方針を踏まえて、これまで取り組んできた知識・技能の習得をはじめとする知・徳・体のバランスのとれた教育、質の高い教育環境整備、生涯にわたつて全ての県民が参加する教育を推進する施策のさらなる充実に努めるとともに、深刻な状況にある現場教員の長時間勤務の是正等に向けたプランを策定し、「学校における働き方改革」を強力に推進していくこととしております。 なお、本予算は、国において現在策定中の第3期教育振興基本計画の骨子等も踏まえ、次期「山口県教育振興基本計画」を見据えたものとしており、本県教育の振興に向けた様々な施策を総合的に推進してまいります。 続きまして、2ページの予算規模にありますように、来年度の教育委員会所管予算は、約1,328億円、対前年度比では、0.9%、約12億6千万円の減少となりました。 県一般会計予算は、行財政構造改革の取組等により、全体で対前年度比1.2%の減少となる中、児童生徒数の減少等により減額となった給与費を除けば、「学校における働き方改革」や「社会総がかりによる教育」の推進等の主要施策については、しっかりと予算を確保できたものと考えております。 それでは、30年度当初予算案における主要事業につきまして御説明いたします。 それではまず、3ページの「1「学校における働き方改革」の推進」に関連した主要事業です。 県教委では、深刻な状況にある長時間勤務の是正等に向け、改めて教員の勤務状況や現場ニーズの把握を行った上で、学校の多忙化改善策等を取りまとめた「学校における働き方改革」に関するプランを策定する予定であり、これを見据えた3つの新規施策を展開してまいり</p>

ます。

まず、「学校業務支援員配置事業」では、教員の事務的業務を補助する小・中学校への業務支援員の配置支援を行います。

2つ目の、「やまぐち部活動応援事業」では、専門的な指導や大会への引率等を行う部活動指導員の配置や人材確保・資質向上に向けた取組を実施してまいります。

3つ目の、「学校における働き方改革環境整備事業」では、通知表や指導要領等を一元管理・作成する、全県共通の「統合型校務支援システム」を全ての県立高校へ導入して、校務の効率化・合理化を進めるとともに、留守番電話の導入等により勤務体制を改善することなどによって、教員の長時間勤務の是正を図ります。

続いて、5ページの「2 社会総がかりによる教育の推進」として、まず、「地域教育力日本一推進事業」です。

2の項目で、推進の核となる人材の配置として、学校運営協議会等に参加し指導・助言を行う「地域連携教育アドバイザー」や、各アドバイザーの活動支援等を行う「地域連携エキスパート」の配置を行います。

次に、4の項目、活動充実に向けた普及啓発として、「“教育維新”やまぐち地域連携教育推進フォーラム」や「やまぐち子どもふるさとサミット」を開催します。

6ページ、上から2つ目の新しい項目、山口大学と連携して、「やまぐち型地域連携教育」の取組の成果を計る指標を研究し、当該指標の経年変化などを分析・検証します。

このほか、「地域協育ネット」における体制整備や教育活動への市町支援や、7ページ、小学生を対象とした「放課後子ども教室」や中高生を対象とした「地域未来塾」の運営に対する市町への支援、「家庭教育支援チーム」の取組等を推進することとしております。

引き続き、小・中学校のコミュニティ・スクールへの支援を行うなど御覧の新規項目を拡充いたしまして、「やまぐち型地域連携教育」の取組を更に充実していくこととしております。

県立学校におきましても、資料8ページになりますが、来年度、県立高校に16校、総合支援学校4校が新たに導入することとしております。総合支援学校はこれで全校が導入、県立学校は残り16校ということになりますけれども、これについての予算も、「高校コミュニティ・スクール推進事業」、資料9ページの「特別支援学校コミュニティ・スクール充実事業」において確保しているところでございます。

次に、「地域とともに歩む文化財資源総合保存活用推進事業」と「文化財調査指導費」です。

豊かな伝統や貴重な文化財を次世代に確実に継承していくため、文化財の適切な保存修理を行うとともに、地域活性化や地域ブランド力の向上につながる地域資源としての一体的な活用に向けて、「明治150年文化財記念講座」の実施や、学校における学習機会の提供などに取り組みます。

次に、「『平成の松下村塾』づくり推進事業」です。

明治維新を成し遂げた先人たちの志と行動力について学ぶ機会を提

供し、次代を創る子どもたちの「志」の醸成と「行動力」の育成を図ります。

続いて10ページ、「3 県内就職の促進」に関連した主要事業です。

まず、「やまぐちの活力を支える高校生就職支援事業」では、従来の施策に、県内企業見学セミナー事業等を加えまして、新たに学科単位での企業訪問を行うなど、高校生の主体的な県内就職の促進を図ることとしております。

次に、11ページ、「全国産業教育フェア山口大会開催事業」です。明治150年プロジェクトの一環として山口ゆめ花博の開催期間にあわせ、10月20日及び21日に開催し、本県の専門高校等での取組を全国に発信していくこととしております。

続いて、12ページ、「4 魅力ある学校づくり」に関連した主要事業です。

「やまぐちの未来へつなぐ高大連携事業」では、若者の県内定着に向けて、情報発信・魅力発信と、高等学校等の進路指導を一体として実施することにより、県内の大学・短期大学・専修学校等の魅力やよさに対する高校生等の理解を深める取組を推進します。

また、生徒の多様な学びのニーズに応えるため、県西部と県央部の多部制定時制高校の設置に向けた施設整備等を行います。

次に13ページ、「高等学校における特別支援教育体制整備充実事業」では、県立高等学校における通級指導のモデル的な実践導入や、14ページにあります、特別支援学校における技能検定の開発・導入、さらには、「特別支援学校における障害者スポーツ充実事業」では、障害のある生徒がスポーツ等に親しむ取組を実施してまいります。

続いて、15ページ、「5 確かな学力の育成」です。

まず、「JAXA・やまぐち宇宙教育推進事業」では、スーパーサイエンスハイスクール指定校による山口大学と連携した衛星データを活用した課題研究や「全国産業教育フェア山口大会」でのJAXAとの連携成果の発表等を行うこととしております。

次に16ページ、「やまぐち次世代型教育推進事業」では、県立高等学校等の7校程度を研究指定校とし、主体的、対話的で深い学びの実現といった次世代型教育における指導方法や評価方法の開発など実践的な研究を行うとともに、その成果を全ての県立高校等に普及させます。

次に、「小学校英語専科教員の配置」では、小学校における英語教育の教科化に伴い、新学習指導要領の趣旨に沿った専門性の高い学習指導を行うため、県内のモデル校に英語専科教員を配置し、専門性に基づく外国語活動の学習指導を行うもので、英語に関する専門的な知識・技能をもった教諭を14人配置し、その資質向上を図る取組を実施します。

続いて17ページ、いじめ・不登校等への対応に関連した主要事業です。

まず、「いじめ・不登校等対策強化事業」です。

昨年12月に改定した「山口県いじめ防止基本方針」に基づき、い

じめの未然防止・早期対応・いじめ解消率100%を目指す相談・支援体制の充実を図り、いじめや問題行動、不登校等の生徒指導上の諸課題に対する実効的な対策を強化します。

具体的には、市町配置のSSWへの指導・援助や各学校のいじめ対策組織へ指導・助言を行うエリア・スーパーバイザーの配置を拡充するとともに、新たにいじめ・自殺の未然防止のための教員研修会や自殺予防教育の推進に係る管理職研修会の開催などを行うこととしております。

次に、18ページ、「学校メンタルサポート事業」です。

学校内外で重大事件、事故が突発的に発生した場合、学校や市町教委の要請により、行政と関係機関の専門家で編成するサポートチームを学校に派遣します。

平成30年度当初予算においては、いじめの未然防止への取組を強化することとしています。県教委としては、再発防止に向けた取組を全力を挙げて進めてまいりたいと考えています。

続いて、19ページ、「安心・安全な学校づくり」に関連した主要事業です。

まず、「学校安全総合推進事業」につきましては、「第2次山口県学校安全推進計画」に基づき、「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」の学校安全の取組を総合的かつ効果的に推進していくため、安全教育の充実、実践的な力の養成、学校・家庭・地域・関係機関等の連携による組織活動の充実を図ります。

最後に20ページ、「その他の主要事業」です。

山口県立山口博物館において「特別展『夢・未来・そして宇宙へ！宇宙兄弟展2018×やまぐちと宇宙』(仮称)」の開催です。

展示内容は「宇宙兄弟展2018」と「やまぐちと宇宙」の二部構成となっており、大ヒット漫画「宇宙兄弟」の原画約100点や、山口大学とJAXAとの連携による衛星データ活用や燃焼実験等の研究成果などを展示することとしています。

来年度、これらの施策を、総合的に展開し、引き続き、学校、家庭、地域が一体となった社会総がかりでの本県らしい特色ある教育を推進し、本県教育の質の向上に取り組んでまいります。

議案第1号の平成30年度当初予算につきましては、県議会への議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく申し上げます。

教 育 長

ただいま、教育政策課から議案第1号について説明がありました
が、御意見、御質問はありますか。

石 本 委 員

15ページのJAXAの事業について、この施設は基本的には宇宙
開発の教習所という位置付けで、ここから学校に講師を派遣して授業
を行ったりとか、イベントをしたりということが出来る施設と捉えて
よろしいのでしょうか。

社会教育・文化財課長	社会教育支援の事業については、相模原にあります宇宙航空研究開発機構から講師等を派遣しております。
高校教育課長	高校で課題研究等の授業をしていただくということで、3校が実施していますけれども、こちら相模原の宇宙航空研究開発機構から来ていただいています。
石本委員	防府市にある防府市青少年科学館のように、一般の方が遊びに行つて宇宙を学べるという施設ではないということですよ。もし、そういうものがあれば、県内外からたくさんの方が来てもらえると思います。
松田審議監	基本的に、データを収集し分析するという施設をJAXAの本部から派出所的な形で県が宇部市へ誘致したということでございます。ですから、今後、授業をしていただく場合については本部から講師が派遣され、子ども達と一緒に活動するというような内容となっております。
教育長	他に、いかがですか。
佐野委員	3ページの「やまぐち部活動応援事業」について、既に自前で専門的な指導員をお願いしたりしていることがあると思うのですが、そのような場合、そのままその方に部活動指導員をお願いしていくことができるのか、もしくは、養成される指導員を配置されていくのか教えてください。
学校安全・体育課長	<p>現在、外部指導者という形で部活動にボランティアあるいは県の事業で謝金をお支払いする方で、技術指導を中心に支援をしていただいている方がいらっしゃいます。</p> <p>今回の部活動指導員については、そういう技術指導に加えて、顧問に代わって大会等の引率も可能になる、学校職員としての扱いになるというのが大きな変更点になります。</p> <p>教員が日常の部活動で指導することや大会の引率をすることを、部活動指導員の方に置き換えていくということになります。それによって教員の時間外業務を減らしていくということが、時間的な負担軽減、あるいは専門性がなくて指導が難しいという方の負担感を減らすとともに、子ども達へも技術的な指導、専門的な指導が図れるというような効果も狙っているところです。</p> <p>委員からお話がありました、従来の外部指導者の方も当然、対象として考えております。ただ、そういう方々だけでなく、地域の中のスポーツクラブの指導者あるいは競技団体の方々、あるいは教員のOBの方、卒業生の方、いろんな方々に部活の指導員として学校の中の教育活動の一環として行う教育の趣旨をしっかりと踏まえた上で、指導に当たっていただくということについては、研修により、しっかりとした質を確保し、資質向上も図りながら実施していきたいと考えており</p>

	ます。
中 田 委 員	その部活動指導員の方は、公務員として採用されるのですか。
学校安全・体育課長	臨時の特別職員として任用する予定です。
小 崎 委 員	クラブに部活動指導員の方がつくと、顧問の先生はつかないということなんですか。
学校安全・体育課長	<p>教員がつかないということはないと思います。部活動指導員の方は、学校の運営方針であるとか、保護者との連携であるとか、個々の生徒の実情をずっと見ているわけではなくて、あくまでも部活動の時間のところしか関わりがありませんから、その部分については顧問の先生もなんらかの形で協力をするということになるかと思います。</p> <p>ですから、例えば今まで二人顧問がついていた内の一人をこの部活動指導員の方に置き換えて、部活動指導員の方が出られる時にはもう一人の方は部活動指導には出ずに、他の校務を行うとか、土日を部活動指導員の方にお願ひするという形で、できるだけ部活動にかかる負担を軽減していこうということです。</p>
宮 部 委 員	部活動指導員について、122名の配置とありますが、平成30年度の予算で配置するということですか。
学校安全・体育課長	<p>今回の配置につきましては、国の事業を活用しての配置になります。</p> <p>この122人の内訳は中学校が100人程度、高等学校に22人程度の配置になります。</p> <p>中学校につきましては、国の補助事業ということになりますので、国、県、市町、がそれぞれ3分の1ずつの財政負担になります。</p> <p>高等学校につきましては、県立高等学校等につきましては100パーセント県の負担での配置ということになります。</p>
宮 部 委 員	その次の準部活指導員について、この養成人数10名というのは、人数の根拠があるのですか。
学校安全・体育課長	翌々年度以降の話になりますから、なかなかイメージするのは難しいかもしれませんが、今後の拡充ですとか、部活動指導員の入れ替え等も含めまして、養成段階の準部活動指導員ということで、人材を10人程度というふうに考えております。
宮 部 委 員	10名限りということではなくて、年度ごとに人材を養成していくということですね。
学校安全・体育課長	補足をさせていただきますと、この事業の中身とは別のところでスポーツ庁が1月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の骨子案を示しております。

	<p>その中で、今の休養日の問題については、中学校では平日の1日に加え、土日のいずれか1日を休養日にするということ、また、練習時間についても平日は2時間程度、休日については3時間程度というのをひとつの基準として示しました。今後、年度末までにガイドラインを策定するという事になっています。</p> <p>骨子案の中では、その後、県教委、市町教委、各学校がこのガイドラインに基づいて、それぞれの方針を決定していくと示されておりますので、今後、国の動向を踏まえて、まずは県教委方針を決定して、それを踏まえて、市町教委、各学校というふうに、時間外勤務をいかに減らしていくかということについて、一定の休養日を設けるところと1日の練習時間に上限を決めていき、しっかりと実効性を高めていくということが今後の取組となります。</p>
教 育 長	はい、他によろしいですか。
佐 野 委 員	<p>「校務支援システム」についてお聞きしたいんですけれども、生徒の情報とか管理の共有が進むことで、子ども達の特性に合った指導が継続できたり、先生が当事者だけで抱え込まずに組織で対応できたり、見落としとか漏れが少なくなればいいと感じております。</p> <p>こういった重要な部分を担うシステムですので、データのバックアップとかセキュリティの部分はしっかりとした対応を考えられておられるかお聞きしたいと思います。</p>
教 職 員 課 長	<p>「統合型校務支援システム」でございますが、これはすべての県立高等学校、中等教育学校への導入を考えております。</p> <p>そして、スケジュール的には平成30年度に専門業者との契約を含めまして、環境の構築をしていきたいと考えております。その中で、委員から御指摘がありました、セキュリティにつきましてもしっかりと検討をしてみたいと思っております。</p> <p>既に県内の8校では、学校個別のシステムを導入しており、生徒の個人情報の管理等を徹底しているところですが、今後「統合型校務支援システム」を運用していく中で、運用の仕方等の研修と併せてセキュリティにつきましてもしっかりと研修をしてみたいと考えております。</p>
教 育 長	他にはよろしいですか。議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第1号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第2号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	それでは、議案第2号「平成29年度山口県一般会計補正予算（第5号）」についての意見の申出について御説明します。

	<p>資料20ページにより説明します。はじめに、「1 歳出予算」の表の太線で囲んでいる部分、「補正額」の欄を御覧ください。</p> <p>まず、給与関係経費は、学校教職員等の給与費や退職手当などの実績が見込みを下回ったことにより、26億2,995万2千円の減額となりました。</p> <p>次に、一般行政経費は、全日制高等学校の一般管理費における光熱水費等の実績が見込みを下回ったこと、総合支援学校の通学対策費における通学バス運行业務委託契約に係る入札減などにより、4億6,879万8千円の減額となりました。</p> <p>次に、施策的経費は、高等学校等の授業料の負担軽減を図る就学支援金や授業料以外の教育費の負担軽減を図る奨学給付金の支給見込みの減などにより、2億2,995万2千円の減額となりました。</p> <p>また、県営建築事業費は、工事の入札減等により、4億9,507万1千円の減額となりました。</p> <p>これらの結果、2月補正全体額は、合計欄にありますとおり、38億7,377万3千円の減額となっています。また、補正後の県教委の予算総額は、1,301億7,690万2千円となります。</p> <p>次に、来年度に繰り越す、「2 繰越明許費」についてです。表の「事項」欄の一番下にある指定文化財保存事業費補助は、国指定文化財の所有者が行う消防設備工事の発注に関して不測の日数を要したことにより、当該工事に対する県補助金の繰越が必要となったものです。</p> <p>そのほかの事項、校舎改築費、大規模改造事業費、施設改造費、土地購入整備費、施設整備費（特別支援）については、「摘要」欄にそれぞれ示しておりますように、工事執行上の事由によって繰越が必要となったものです。</p> <p>これらにより、合計で11億2,764万6千円を来年度へ繰越ししようとするものでございます。</p> <p>この平成29年度補正予算第5号に関しましても、先ほどの当初予算関係と同様、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるとでございます。</p> <p>以上でございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第2号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第2号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第3号から第5号の条例改正に係る議案について、教育政策課から、続けて説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>まず、議案第3号について、御説明します。</p> <p>資料は、26ページの参考資料を御覧ください。</p>

	<p>知事等の給与の特例に関する条例におきまして、教育長の給与の特例を定めております。</p> <p>改正の内容は、現在実施している、給料月額の5%の減額措置について、さらに1年間延長するものです。</p> <p>なお、改正条例の施行は、公布の日からとしております。</p> <p>次に、議案第4号について、御説明します。</p> <p>資料は、34ページの参考資料を御覧ください。</p> <p>改正の趣旨ですが、本県において、東日本大震災級の特定大規模災害等が発生した場合に、東日本大震災に係る特殊勤務手当の特例と同様の措置を速やかに講ずることができるよう所要の改正を行うものであります。</p> <p>主な改正の内容は、職員が、人事委員会が定める区域で災害応急作業等に従事した場合に、1日につき2万円の範囲内で手当を支給するもの及び県警本部又は警察署に勤務する職員以外の職員が、死体の取扱いに係る作業に従事した場合に、1日につき4千円の範囲内で手当を支給するものです。</p> <p>手当額等の詳細な内容については、今後、人事委員会規則で規定されることとなっております。</p> <p>なお、改正条例の施行は、公布の日からとしております。</p> <p>最後に、議案第5号について、説明します。</p> <p>資料は、44ページの参考資料を御覧ください。</p> <p>1の改正の理由ですが、官民の均衡確保の観点から、国家公務員の退職給付の支給水準が見直されたことから、県職員の退職手当制度についてもこれに準じた改正を行うというものです。</p> <p>2の改正の概要ですが、退職手当額の官民均衡を図るために設けられた「調整率」を、現行の「100分の87」から、「100分の83.7」に引き下げるものです。</p> <p>なお、改正条例の施行は、公布の日からとしております。</p> <p>これらの条例改正につきましても、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第3号から第5号について説明がありました。御意見、御質問はありますか。</p> <p>議案第3号から第5号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第3号から第5号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第6号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第6号 山口県教育委員会表彰規則による表彰について御説明いたします。</p> <p>45、46ページでございます。</p>

	<p>去る2月5日に山口県立周南総合支援学校の吉浦弘雅教諭が逝去されたところでございます。</p> <p>これに伴いまして、この者が、「永年勤務し、職務に精励した者」であると、周南総合支援学校から教育功労者表彰の内申がございました。</p> <p>死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は、勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。</p> <p>これまでの御功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、2月5日付けで表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第6号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第6号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第7号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第7号「山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明いたします。</p> <p>資料は47ページから52ページまでとなっておりますが、これも、知事からの意見の聴取に対しまして「異存なし」として処理したものについて報告し承認を求めるものです。</p> <p>改正の趣旨は、52ページにありますとおり、公立学校の教職員定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行うものです。</p> <p>次に、改正の内容です。</p> <p>高等学校につきましては、収容定員による減等により、教職員定数は、85人の減となります。</p> <p>中等教育学校につきましては、前年同数の67人です。</p> <p>特別支援学校につきましては、児童生徒数の増により、教職員定数は、6人の増となります。</p> <p>中学校及び小学校につきましては、国の定数改善に伴う増員がありますが、児童生徒数の減少に伴う学級減等により、教職員定数は、中学校で40人の減、小学校で6人の減となります。</p> <p>以上により、改正後の教職員定数の合計は12,853人となり、現行と比べて125人の減となります。</p> <p>なお、この条例の施行期日は、平成30年4月1日としております。以上でございます。</p>
教 育 長	ただいま、教職員課から議案第7号について説明がありましたが、

	御意見、御質問はありますか。
中 田 委 員	小学校の先生は、1人の先生がクラス担任をやりながら授業科目を全部担当されるということで、学級数や児童数が減ったら教職員の定数が減るといのは分かるんですけども、高校とか中学の場合だったら、科目の先生が減った場合、他の先生で授業をするしかないということなんですかね。
教 職 員 課 長	高等学校について、教科の全体の持ち時間がございまして、それに対して教員が何人かおられます。その、教育過程の編成上、ある年に授業数が多くなったりとか少なくなったりとかそういうのもありますので、その部分につきましては非常勤の講師などで対応して、影響が出ないように工夫しているところでございます。
義務教育課長	義務教育に関しまして、中学校ですけれども、やはり教員が少なくなりますと持ち時間等のことは高校と同じ事情が出てまいりますけれども、定められた授業時数というものが学習指導要領にございます。それは担保するというので、場合によりましては、複数の免許を所有している教諭がおられますので、その方が複数の科目を授業するという形で対応する場合もございまして、先ほどのように非常勤講師での対応、もしくは学校規模とか隣接校の位置によっては、1人の教員が複数の学校の同じ教科を持つということも行っております。
教 育 長	はい、他にいかがですか。 議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認。
教 育 長	それでは、議案第7号を承認いたします。 続いて、議案第8号について、高校教育課から説明をお願いします。
高校教育課長	議案第8号の「山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明します。 関連の資料は、53ページから59ページまでとなっておりますが、58ページの参考資料により御説明いたします。 改正の理由は、「1」の(1)にありますように、県西部多部制定時制高校の整備に伴い、新高校を設置するため、所要の改正を行うとともに、(2)にありますように、下関工科高校及び萩高校奈古分校を開校し、下関中央工業高校及び奈古高校の生徒募集を停止したことに伴い、今年度末をもって下関中央工業高校及び奈古高校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となることから、所要の改正を行うものです。 県西部多部制定時制高校の名称は「山口県立下関双葉高等学校」であります。 この校名は、新高校が位置する市の名前に加えて、県内初の、独立

	<p>校として午後部・夜間部の2部をもつ定時制高校であることを踏まえ、生徒と学校をこれから伸びゆく若葉に例えて表現し、明るい未来に向かって豊かに成長するイメージで、親しみやすいことから、選定したものです。</p> <p>新高校は、本年11月1日に設置、平成31年4月に開校し、「多様な学びのニーズをもつ生徒が、自己の夢や目標の実現を目指して主体的に学ぶことができる、柔軟な教育システムをもつ高校」をコンセプトとした学校づくりに取り組みます。</p> <p>この条例改正につきまして、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>御承認のほど、よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から議案第8号について説明がありました が、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>多部制定時制高校について、あまり知らないのではないかと 思うので、その辺りを少し御説明をいただきたいと思いま す。</p>
高校教育課長	<p>多部制定時制高校は、現在、県内にあるような夜間の定時制に 加えて、午後部も併せ持たす形で設置します。午後部と夜間部 でそれぞれカリキュラムを組みますけれども、場合によっては 午後部に在籍する生徒が、夜間部の授業を受けるといったこと も可能にすることで、より柔軟な教育課程を子ども達は選 択できるようになることを目指しています。</p> <p>そういった定時制課程の中で夜間部に加えて午後部、場合によ っては午前部を併せ持つような形の定時制高校を多部制定時 制高校としております。</p>
佐 野 委 員	<p>大学のような単位制のイメージですかね。</p>
教 育 長	<p>4年でカリキュラムを組んでおりますけれども、午後部と夜間 部、あるいは通信制の単位をとることで、3年で卒業すること もできるように、柔軟に教育課程を考えることができるなど、 様々なメリットがあります。</p>
中 田 委 員	<p>先日、京都府で多部制定時制高校を視察をさせていただきました。 京都府というと、多くの私立や国立の大学があり、その大 学生の力も借りながら、非常に少人数の授業をやっておられ て、山口県でもこういう仕組みができれば非常にいいなと思 いました。</p>
教 育 長	<p>他にいかがですか。 議案第8号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認。</p>

教 育 長	<p>それでは、議案第 8 号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第 9 号について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
社会教育・文化財課長	<p>次に、議案第 9 号「文化財の県指定及び指定解除について」御説明します。資料は 6 0 から 7 3 ページです。</p> <p>案件は 3 件あり、山口県文化財保護条例の第 4 条第 1 項及び第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 の文化財を山口県指定有形文化財及び山口県指定天然記念物に指定するとともに、同条例第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、別紙 2 の山口県指定天然記念物の指定を解除しようとするものです。</p> <p>去る 1 月 1 8 日の教育委員会会議で山口県文化財保護審議会に諮問することの承認をいただき、1 月 2 9 日開催の第 8 1 回山口県文化財保護審議会に諮問したところ、6 3、6 7、7 1 ページのとおり、指定及び指定解除することが適当であるとの答申いただきましたので、この度、御承認をいただくものです。</p> <p>まず、1 つ目の案件ですが、防府市の宗教法人国分寺が所有する「絹本着色仏涅槃図」1 幅を県指定有形文化財に指定しようとするものです。資料は 6 4 ページを御覧ください。</p> <p>本図には、「土佐守入道経光筆」という落款があり、日本画の一大流派「土佐派」を最初に名乗った土佐 行広 が 1 4 5 0 年ごろに描いた仏涅槃図であることがわかります。土佐行広の作品は、重要文化財等に指定されているものなど大変価値のあるものが数多く存在しておりますが、京都周辺以外では他に見つかっておらず、山口と、みやこ京都との密接なつながりを示す大変貴重な文化財であると考えています。</p> <p>続いて、2 つ目の案件は、山陽小野田市の「竜王山のハマセンダン」を県指定天然記念物に指定しようとするものです。資料は 6 8 ページを御覧ください。</p> <p>今回指定しようとするハマセンダンは、幹回り約 5. 2 m、根回り約 1 2 m、樹高約 1 5 m と、大変大きな個体であり、県内及び他県にも、これだけの巨木は他になく、おそらくは日本最大級と思われます。</p> <p>最後に、県指定天然記念物の指定解除の案件です。資料は 7 2 ページになります。昭和 5 4 年に県指定天然記念物に指定された岩国市の「吉香神社のエンジュ」ですが、樹木の主要成分を分解して腐らせるベッコウダケというキノコが発生し、樹木医による調査によると、地上 5 0 c m の部分で内部の空洞が 8 割程度になっており、すでに末期症状で、回復は大変困難な状態と考えられます。安全面を考慮すれば、強風等による不測の倒木により被害が発生する前に、早期に適切な処置を施す必要があることから、県指定の解除を行うものです。</p> <p>以上、3 件について、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、社会教育・文化財課から議案第 9 号について説明がありました。御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。</p>

全 委 員	<p>議案第9号について、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>承認。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第9号を承認いたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>学校運営協議会を設置する学校に関する報告事項1について、御説明いたします。</p> <p>資料は、76ページからとなっております。</p> <p>本報告事項は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6第1項及び「学校運営協議会の設置等に関する規則」第1条第1項の規定に基づいて平成30年度から新たに学校運営協議会を設置することとした学校について、御報告するものであります。</p> <p>新規設置校は、76ページの「1」にありますように、県立岩国総合高校など16校であります。</p> <p>来年度、これらの学校にコミュニティ・スクールを導入し、先行導入している高校等16校の取組の成果と課題を踏まえながら、義務教育段階からの地域と連携・協働する教育の更なる充実を図ってまいります。</p> <p>設置の期日は、「2」にありますように、平成30年4月1日としております。</p> <p>実施計画の内容についてですが、基本的な方針として、「3」の枠の中にありますように、学校運営協議会制度の仕組みを生かした効果的な学校と地域の連携・協働体制の構築に取り組むとともに、学校・学科の特色を生かした高校ならではの取組を行うことにより、地域の活性化や地域課題の解決に向けた拠点としてのコミュニティ・スクールの機能を充実することとしております。</p> <p>また、「16校共通」の取組としては、地元地域の保護者や地域住民に加え、学科等の特性に応じて、広く大学や企業の関係者を委員とする学校運営協議会を年3回実施することにより、学校の課題を地域と共有し、その課題解決に向けて、学校運営への必要な支援について協議することとしております。</p> <p>各学校における具体的な取組としては、例えば、地域住民の学校行事への支援により、地域との交流の促進及び教職員の業務の軽減を図る取組、PTA・地域住民・教職員・生徒会が協働して学校評価アンケートの分析・熟議を行うことにより、学校の教育力の向上を図る取組、地元自治体や地域住民との連携・協働による地域活性化の取組、地元小・中学校を対象とした学習支援及びものづくりなどの体験学習などを計画しています。</p> <p>これらの計画を学校運営協議会において協議し、地域の意見を反映させることで、より充実した多様な教育活動を学校・地域が一体となって展開してまいります。</p> <p>以上、御報告いたします。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、高校教育課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>ここに書いている取組はごく簡単にまとめております。これ以外のこともたくさんやりますけれども、代表的なものはこういうものだというところです。</p> <p>平成32年までに県立高校等すべてに導入していきたいと思っておりますが、平成30年度にこれだけの16校を指定するという事です。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、報告事項1については、以上のおりとしします。</p> <p>続いて、報告事項2について、特別支援教育推進室から説明をお願いします。</p>
<p>特別支援教育推進室次長</p>	<p>学校運営協議会を設置する学校に関する報告事項2について、御説明いたします。</p> <p>資料は、78ページとなっております。</p> <p>新たに設置する学校は、「1」にありますように、県立徳山総合支援学校など、合計4校であります。</p> <p>指定の期日は、「2」にありますように、平成30年4月1日からとしております。</p> <p>実施計画の内容についてですが、基本的な方針として、「3」の枠の中にありますように、障害のある児童生徒の自立と社会参加を推進するため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携・協働した活動の展開により、障害のある児童生徒が安心して地域で生活し、自信をもって社会参加することができるよう社会総がかりによる教育の充実、共生社会の形成を目指すこととしております。</p> <p>また、「4校共通」の取組としては、学校運営協議会を年3回実施することとしております。</p> <p>さらに、各学校においては、例えば、「地域や保護者等の協力を得た防災訓練」や「地元企業や外部専門家の支援による喫茶や清掃、藍染め等の授業実践」、「高校の文化祭や地域の祭り、セミナーパークふれあいフェスタ等において、作業学習で制作した作品等の展示・販売活動」「地域の方と連携した公民館の花壇整備」などを行う予定としております。</p> <p>地域の教育資源を生かして、地域に開かれた「地域とともにある特別支援学校づくり」の実践に取り組むとともに、来年度からは県内12校すべての特別支援学校において共生社会の実現を目指し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を展開して参ります。以上、御報告いたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、特別支援教育推進室から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>総合支援学校これですべて導入済みということになります。</p> <p>御意見ございませんか。</p> <p>それでは、報告事項2については、以上のおりとしします。</p>

学校安全・体育課長

続いて、報告事項3について、学校安全・体育課から説明をお願いします。

この度、スポーツ庁が実施しました「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の山口県の結果について説明します。

お手元の議案資料、79ページをお開きください。

調査の概要についてです。

本調査は平成20年度から文部科学省により実施されており、平成27年度からはスポーツ庁へ所管が移行しています。

国は子どもたちの体力等の状況を継続的に調査・把握することで、施策等へ反映することを目的としており、本県においても、この調査結果を分析し、本県の体力向上に向けた取組の改善等に活かしています。

実施期間は、4月から7月末までに行うこととされており、実際の実施日は各学校が年間行事予定の中で設定しています。

調査対象は、国立、公立、私立の小学校5年生及び中学校2年生、特別支援学校の小学部5年生及び中学部2年生です。

なお、平成22年度及び24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災のため中止、平成25年度以降は悉皆調査となっています。

調査項目は、50m走等の実技8種目と、運動習慣、運動に関する意識等に係る質問紙調査、そして、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組や学校の組織等に係る学校質問紙調査です。

調査学校数及び児童生徒数は、「3」の表のとおりです。

今回の資料の全国の数値は、国立、公立、私立を含む数値ですが、本県の数値は公立のみの数値となっています。

まず、「4」の体格の状況についてです。

グラフが示すとおり、本県の児童生徒の身長、体重は、ともに、全国平均と比較して4つの調査対象全てで低い数値になっています。

前年度との比較では、大きな変化はなく、ほぼ同程度です。

86ページの「参考資料1」を御覧ください。

肥満や痩身の割合は、全国と比較してすべての調査対象で低く、正常の範囲にある児童生徒の割合は高くなっています。

80ページにお戻りください。

次に、5の体力の状況についてです。

「(1)体力合計点」についてです。

体力合計点とは、体力調査8項目について、各項目10点満点の得点を合計したものです。

まず、国は、今年度の結果について、小5、中2の女子の体力は過去最高を記録し、男子はほぼ横ばいであるとしています。

これに対して、本県は、残念ながら全国と比較して、4つのすべての調査対象で全国平均を下回りました。

また、前年度との比較では、小5男子は0.4p、小5女子は0.8p、中2女子は0.2pそれぞれ下回りましたが、中2男子は変化がありませんでした。

下のグラフ、体力合計点の推移ですが、調査が始まった平成20年度からの状況を見ると、中2女子は上昇が顕著であるのに対して、小

5男子はやや低下傾向にあることが見て取れます。

次に、81ページ、「(2) 体力調査各種目の状況」についてです。

このグラフは、各調査項目の全国平均値に対する相対位置を示したもので、点線の50が全国平均となります。

今年度の結果は、持久力の指標である20mシャトルランがすべての調査対象で全国を上回っています。

次に、82ページ下のグラフを御覧ください。

これまで、本県の課題であった柔軟性については、昨年度から、すべての小中学校の共通課題として重点的に取り組んできました。

その結果、柔軟性の指標である長座体前屈は、昨年度の記録と比較して、小5男子、中2男子が上回り、いずれも本県のこれまでの最高値となりました。

小5女子、中2女子は昨年度より下回ったものの、昨年度の過去最高値に続く2番目の記録となりました。

しかし、依然としてすべての調査対象において全国平均に届いていません。

次に、83ページ、6運動習慣等調査の状況についてです。

まず、運動やスポーツの実施時間についてです。

上のグラフ、体育を除く1週間の総運動時間は全ての調査対象で全国を上回りました。

下のグラフ、1週間の総運動時間の生徒の割合では、折れ線が全国、棒状が山口県です。

一番左端、1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合は、すべての調査対象で全国を下回りました。

いわゆる運動習慣の二極化がこのグラフから読み取ることができ、特に、男子より女子生徒に二極化が顕著に現れています。

次に、84ページ、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合では、グラフのとおり、すべての調査対象で全国を上回りました。

最後に、85ページ、今年度の体力向上の取組の成果と課題、来年度の取組等をお示ししています。

まず、成果についてですが、昨年度から重点的に取り組んでいる柔軟性向上については、体育及び保健体育科授業における柔軟性向上運動メニューの積極的な活用等もあり、一定の成果があったと捉えています。

87ページ、「参考資料2」を御覧ください。

表の太枠が昨年度を上回った記録、網掛けが全国平均を上回った記録です。

中2男子の多くの種目で昨年度の数値を上回り、全国平均値を上回りました。

85ページにお戻りください。

本県の特色としては、20mシャトルランは全国と比較してすべての調査対象で上回っていることです。

また、質問紙調査項目の運動が好きな子どもの割合も全国と比較して高く、運動時間も多い傾向にあることです。

	<p>課題としては、体力の総合的な指標である体力合計点が4つのすべての調査対象で全国を下回っており、特に、柔軟性・長座体前屈はこの2年間で過去最高値等を記録しましたが、依然として全国平均に届いていません。</p> <p>今後の取組については、学識経験者等からなる検証委員会において御協議いただきましたが、来年度も引き続き、柔軟性の向上を本県すべての小中学校の共通課題と位置付けて取り組むこととしました。</p> <p>具体的には、教科での柔軟性向上運動メニューの活用を一層推進するとともに、小学校においては、今年度スタートしたウェブを活用した参加型による体力向上の取組を拡充するなどにより、子どもたちの運動習慣の改善を図り、さらなる体力の向上につなげてまいりたいと考えています。</p> <p>また、現在、冬季オリンピックが開催されていますが、子どもたちは、直接、運動やスポーツをするだけでなく、見たり、話をしたりすることでも興味・関心が沸き、体力向上へと繋がるとの報告もあることから、これまで、学校、教員向けに情報発信している「学校体育通信」を家庭向けの啓発資料へリニューアルし、学校内だけでなく、家庭、地域においても子どもの体力についての関心を高めていただき、家庭内で運動やスポーツに対しての話題を提供していただくなどの取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>事務局としましては、今後も市町教委との連携を一層深めるとともに、子ども達の運動・スポーツへの関心を高め、身近に運動することができる機会を提供すること等を含め、一体的な体力向上の取組を推進してまいります。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校安全・体育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>意識は高いけれども、なかなか体力がついていないという、少し寂しい結果ではありますけれども、身長や体重とかで仕方ないのかなというところもあるかと思えます。今年、柔軟性に取り組みされて、それがこう上がってきたということは、先生方の努力が子ども達の心に伝わって、結果につながったのかなと思います。</p> <p>その中で、20mシャトルランが非常に良いという結果で、実際、どのようなテストかと思って、動画で見たんですけども、ゲーム性がある楽しいのかなという感じがしました。</p> <p>このようなゲーム的要素を入れられたら、他の種目も伸びないかなと期待をするところで、何かヒントがないかなと感じております。</p>
学校安全・体育課長	<p>85ページの取組のところでお紹介をさせていただきました、ウェブを活用した参加型の体力向上の取組というのが、委員から御指摘のあったクラス単位で参加を呼び掛けて、子ども達が夢中になって取り組める、皆で一緒に活動することが楽しいというようなものを今年度スタートしております。しっかり広報をしてきたんですが、まだまだ参加校が少ないというところで、来年度もしっかりと広めていきたいと考えております。</p>

教 育 長	他に、いかがでしょうか。
小 崎 委 員	以前作られたDVDは活用されているのでしょうか。
学校安全・体育課長	<p>この会議の場で試写をさせていただいて、御意見をいただいて、その後、リニューアルをしました。</p> <p>活用実績も前年を、小学校は大きく上回っております。なかなか小学校と中学校という場合には、保健体育科の授業に専科の先生が関わるか関わっていないかというところも大きいかと思います。小学校の先生方にはいろいろな教材を提供することで、その中からしっかり活用していただくというところをフォローする必要があるのかなと思っています。</p> <p>中学校はDVDの利用率は前年より下がりました。と言いますが、前年度はしっかり使ってほしいということで周知をして、使っていただきました。しかし、中学校では、体育の専科の先生がおりますので、それぞれの学校で、体育の授業の時にやる準備運動だとか、補強運動だとか、いろんな取組があって、その一部としてエッセンス的な形でDVDを活用していることも多いと聞いています。DVD全体の活用としては、中学校と小学校で使い方が違うのかなと思います。</p> <p>夏には体育主任会議、研修会を開催して、各学校での使い方や、いろいろな提言とかいただきながら、次年度に反映していくということもしていきます。</p> <p>また、先々週に開催した市町教育委員会の学校体育担当主事の研修会で、今回の調査結果の情報提供もしましたし、これまでの取組について、改善していただきたい点もこちらからお願いして、新年度すぐにスタートできるようにというような取組も行っております。</p>
教 育 長	他にいかがですか。
宮 部 委 員	<p>長座体前屈が伸びているということは、地元の学校でも聞いています。どのテストにおいても、能力とは別にコツというのがあると思います。その辺りを含めて教えてあげると、全体的に伸びてくるような気がします。</p> <p>それと、最近は寒くなってきて、外遊びが非常に少なくなっています。ですので、家庭の中でできる運動で何かゲーム性があるようなものを、家庭を含めてやれば、体力向上に繋がるんじゃないかと思っています。</p>
教 育 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
石 本 委 員	運動は毎日の習慣が大事だと思います。これは、先生の「働き方改革」にも繋がるんですけど、先生が時間に余裕を持って、子ども達と休み時間に「一緒に遊ぼう」と声掛けができるような環境を作っていたらいいと思います。

<p>学校安全・体育課長</p>	<p>私の子どもの学校でも「みんな遊びの日」があつて、クラス皆で昼休み遊ぶという日があるようなんですけども、その日は「先生と一緒にドッジボールをしたり、縄跳びをしたりしてとても楽しかった」と言つて帰ってきます。そういう余裕のある教育が、休み時間もそうやって一緒に遊んでいただけるような教育ができればいいと思います。</p> <p>先生方の研修の中で、休み時間の過ごし方の研修とかはあるんでしょうか。授業の研修はもちろん大切だと思いますが、休み時間に一緒に遊んだり、一人で過ごしている子どもに声を掛けたりとか、その辺りも教育の一部ではないかと思ひます。</p> <p>基本的に、実技研修会・講習会につきましては、文部科学省や国の学習指導要領の領域に基づいた指導ということで、授業の中身を中心にやっています。</p> <p>ただ、御意見がありましたように、子ども達が遊び方さえ知らないというような状況もありますので、身近にできる遊びの紹介もしております。</p> <p>併せて、外部団体との連携ということで、レクリエーション協会と連携をして、遊び方や、ニュースポーツの紹介もさせていただいているところであり、しっかりと拡げていきたいと思ひます。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>全国データをホームページで見ましたら、隣の広島県さんは割と成績がいいんですね。山口県は、意識は高いんですけど、なかなかうまくいっていないということで、現場ではしっかりやられていらっしゃると思うんですけども、なかなか伸びないという現状かと思ひます。そうした場合、他県の取組を真似てみるとか、そういう感じで意識が変わるといふこともあると思うんですけども、他県の取組などは把握していらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>毎年上位にある県の取組状況等については、いろいろと情報収集しておりますが、特にこの取組をしたから成績が上がったというのを見つからないというところがあります。</p> <p>その中で、市町教委や学校にお願いしているのは、宮部委員からもお話しがありましたように、子ども達が持っている力がきちんと結果に反映されているかということです。ソフトボール投げで言うと、投げ方さえ知らない子ども達の記録をとつて、それが記録だと捉えていると、それは少し悲しいなというところがありまして、コツだとか投げ方、正しい測定の方法を徹底していく必要があるかなと思ひています。その結果、今後の記録が伸びてくる余地があるのではないかなと思ひております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですか。それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、協議事項に入ります。</p> <p>協議事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>それでは、90ページをお開きください。</p>

それから併せて、協議事項1、別冊資料と書いてございます「山口県教員育成指標(案)」を併せて御用意ください。

まず、教員育成指標策定の背景について説明します。

教員の資質能力の向上に関して、教育再生実行会議における提言、中央教育審議会答申を踏まえ、次世代の学校・地域創生プラン、いわゆる「馳プラン」により、対応が強力に推進されており、その中で、教育公務員特例法が改正されました。

改正の主な内容は90ページに示した①～③の3点です。

本日、御意見を伺う①の「教員の資質の向上に関する「指標」の策定」についてですが、これは、文部科学省の示す「指針」を参酌して策定することとなっており、教員が成長段階に応じて身に付けるべき資質能力の具体的な目標となるようにすることが求められています。

参考までに、文部科学省の示した「指針」の概要を92ページに示しております。中ほどに枠で囲んでおりますのは、指標に求められる内容を示した部分です。

91ページにお戻りください。法改正への本県の対応について御説明いたします。

「指標」については、平成28年度の12月の当会議において御意見をいただき、その内容を踏まえて庁内ワーキンググループで原案を作成し、協議会での検討を経て、この度の案を作成しました。

その間、小・中・高校の校長会、市町教育委員会への意見照会も併せて行っております。

次に、案の概要です。

基本方針として、「教職員人材育成基本方針」を具体化する方向で検討いたしました。

小学校、中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校を対象とし、職の専門性に鑑み、教諭、養護教諭、栄養教諭、管理職をそれぞれ別につくっております。

キャリアステージは、採用時、若手、中堅、ベテランの4段階としております。

それぞれの職における項目は、そこに示しているとおりでです。

具体的な内容ですが、採用時については、「それぞれの項目について理解している」、若手は「実際に取り組んでいる」、中堅はそれまでの経験を活かして「学校組織としての取組に提言している」、ベテランは「学校運営に参画している」という記述にしております。管理職については、校長・副校長は「学校の組織運営体制を構築している」、教頭・部主事は校長の構築した体制の下、「学校の組織運営の動きをつくっている」という記述にしております。

実際の案については、協議事項1、別冊資料に示したとおりでです。

内容のうち、いくつか具体的に御説明いたします。

別冊資料の3ページをお開きください。これは「教諭」の指標ですが、表の左側「区分」のうち、「学習指導に関すること」の上から4番目に「授業研究・授業改善」という項目があります。ここには、いわゆるアクティブ・ラーニングに関する内容を示しています。また、そのページの一番下「問題行動への対応」の項目には、いじめ問題への対応、右ページの下から3番目「家庭、地域、関係機関等との連

<p>教 育 長</p>	<p>携」の項目には、コミュニティ・スクールに関する内容を示しています。</p> <p>9 ページは、管理職の「指標」です。例えば、左側の「素養に関すること」の2番目の項目、「組織運営力」にはマネジメント能力、そのページの一番下の項目、「業務改善」には、働き方改革への取組について示しています。</p> <p>そのほかの詳細は後ほど御覧ください。</p> <p>2 ページに戻っていただきまして、ここには「活用」の場面を示しています。今後、本指標を関係する機関等で共有し、教員一人ひとりが自らのよさと課題を踏まえ、次に目指す目標を設定し、研修等を通して資質能力の向上を図るよう、取り組んでまいります。</p> <p>本指標については、本日の御意見等を踏まえて、必要に応じ修正等を行った後、来月の当会議にお諮りすることとしております。</p> <p>ここまで、「教員育成指標（案）」について御説明いたしました。案に関して、特に、各段階に応じた適切な内容となっているかなどについて、お気付きや御意見等をいただきたいと思いますと考えています。</p> <p>ただいま、教職員課から協議事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>量が多いので一目見て、何が足りないのか、どういった対応が必要なのか、意見等するのは、なかなか難しいとは思いますが、それぞれ段階別に求められる資質能力を例として挙げているということです。</p>
<p>中 田 委 員</p>	<p>最近、他の領域でもエビデンスというものを読んで、そういうエビデンスをベースにした教育というもの、そういう考え方の基に評価というものが入ってきていると思います。</p> <p>こういう指標の策定の際に問題となるのが、評価する人によって基準に従った評価方法が違うということです。数年経って、評価結果や評価方法が蓄積されれば、大きな評価の違いというのはでてこなくなると思うんですけども、ある中学校と別の中学校を比較した時に点数が、ものすごく評価が変わってくる可能性がありますよね。その難しさみたいところは感じられないのでしょうか。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>評価の基準の客観性について御指摘があったと思いますが、前提として、この指標は評価とはまた別のものございまして、これはそれぞれの段階で、身につけるべき資質能力があるという目安でございまして。目安でございましてから、例えば、本県が「教職員人材育成基本方針」で示しているものでございましてとか、それから大学の教員養成段階で、いろいろ領域がございましてけれど、そういうものを見ながらこういう項目をたてております。その結果、非常に多岐に渡っております。</p> <p>それぞれの段階で、例えば若手の人か次の中堅の段階とか、ベテランの段階とかで、身に付けるべき資質の目安であると考えております。</p> <p>ですから、文部科学省の方でも、教職員の評価とこの指標とは別のものとしております。</p>

教 育 長	はい、他にいかがでしょうか。
小 崎 委 員	<p>まず、最初の山口県が求める教師像について、「未来を担う子ども達のためにあなたの熱い情熱を！」と書いてあるんですが、この言葉、すごくいいなと思いました。保護者的には、やはり先生には情熱というものをすごく持っていてほしいし、情熱を持って子ども達に接して欲しいなと思っているので、こういう言葉をすごく大事にしていたいただきたいなと思いました。</p> <p>あと、別冊資料3ページの「学習指導に関すること」の「授業研究・授業改善」のところなんですけども、ここの「中堅」のところには「校内・地域・町等での研究授業を積極的に行い」とあるんですが、これは例えば、地域の方が授業参観に入ることなどと思っていますか。</p>
教 職 員 課 長	<p>ここでの意味としては、先生が校内だけにとどまらず、隣接校で研究授業を行うなど、そういうようなことで表現しているところがございます。地域の教育力の活用につきましては、別冊資料6ページの下から3段目、地域との連携とかで入ってくる内容かと思います。</p>
小 崎 委 員	<p>先生の授業を地域の方達が見る機会というのがすごく大事だなと思っています。学校の先生だけでなく、保護者や地域の方の意見もすごく大事だと思っているので、そういう項目があればいいと思いました。</p> <p>あと、別冊資料4ページの、「家庭、地域、関係機関等との連携」のところなんですけれども、ここで地域コーディネーターについての記載がないと思います。9ページの教頭・部主事のところに「地域連携担当職員やコーディネーター等を有効に機能させ」とあるんですけれども、若い先生方にとって、地域コーディネーターの力はすごく助けになっていて、地域コーディネーターを通して地域の方に、授業の中に入って手伝っていただく、生徒の様子を見ていただく、というようにすごくいい効果が出ると思います。それは地域の方のためにもなりますし、コミュニティ・スクールの重要性とかに繋がっていくと思うので、地域コーディネーターとの関わりというのも、採用時の時から意識して持っていただくような形になったらいいと思います。</p>
教 育 長	<p>はい、ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。</p>
佐 野 委 員	<p>いろいろ細分化されて考えられてらっしゃるので、実施されたらすごいと思います。</p> <p>その中で一点、気になるというか、社会の変化の視点というところで、これから校務支援ツールとかICTの利用、そういったものが重視されると思います。せっかくそういうものを整備しても、先生方が上手く操作ができなければ、なかなか機能しないと思うので、そういったICTの利用のところを少し進められた方がいいんじゃないかと</p>

	<p>思います。</p> <p>今、大学生で、スマートホンは扱えるんですけど、コンピュータは使えないという人が意外と多いんですよね。だから、教員になって「資料を作って」と言われた時に、機器が使えるのかというところから心配になります。こういったICTというのは、日々進歩するので、なかなかひとつのことを覚えてもらっても、どんどん新しいことが出てくるので、難しいところもあるかと思います。その中で、どういうふうにするかという方向性とか基本的な活用の方法、そういったところの意識を持っていれば、適応できるんじゃないかと思えますし、こういうICTの一番のいいところは、場所とか時間を越えた経験とか知識の共有化が進むことだと思っておりますので、校務支援ツールもそれに繋がるものだと思いますし、その辺りも少し指標の中で意識をしていただければなと感じております。</p>
教職員課長	<p>当指標の中で、ICTという言葉では出てきませんが、別冊資料3ページの、「学習指導に関すること」の上から2つ目の「授業実施」のところ、「情報機器を始めとした」というところに組み込んでおりますけれども、表現方法につきましては、御意見いただきましたことを踏まえて工夫ができればと考えております。</p>
教 育 長	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。</p> <p>続いて、協議事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教職員課長	<p>「山口県 学校における働き方改革加速化プラン（案）」について説明します。</p> <p>学校における働き方改革については、昨年12月の教育委員会会議の意見交換において、貴重な御意見をいただいたところです。</p> <p>また、文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」がとりまとめられたことなども踏まえ、本年度中に、「学校における働き方改革加速化プラン」の策定・公表を予定しているところです。</p> <p>まず、このプランについてですが、93ページの「4 今後の取組」にありますように、働き方改革の目指すものである「持続可能な学校の指導・運営体制の構築」と「教職員のワーク・ライフ・バランスの実現」に向けて、学校の多忙化解消に向けた業務改善や教育現場への重点的な支援をとりまとめたものとなっています。</p> <p>次に、プランの概要については、94ページを御覧ください。</p> <p>まず、「1 目標・期間」ですが、平成29年3月に策定した業務改善目標である「平成31年度の時間外業務時間を平成28年度比で30%削減」を目標として掲げております。プランの期間は、当面、平成32年3月までとしています。</p> <p>なお、平成30年度中に策定される勤務時間に関する国のガイドライン等を踏まえ、来年度末に本プランの改善・見直しを行うこととしています。</p> <p>「2 取組の推進体制」については、教育庁内に「学校における働</p>

き方改革推進室」を設置して、全庁体制での改革の推進、及び学校現場への支援を加速させていきます。

次に、「3 取組の概要」を御覧ください。

取組の3つの柱として、「業務の見直し・効率化」、「勤務体制等の改善」、「学校支援人材の活用」を設定し、それを具体化した13の取組により改革を加速化してまいります。

まず、柱1の「業務の見直し・効率化」では、教育委員会の事業等の総点検と精選によって、学校現場における業務量の適正化を図るとともに、県立高校や中等教育学校への統合型校務支援システムの導入、小・中学校向けの校務支援ツールの改修等により、学校・教職員の業務のさらなる効率化を進めてまいります。

次に、柱2の「勤務体制等の改善」ですが、働き方改革を進めていく上で、勤務時間のより適正な把握は改革推進の根本となることから、全ての県立学校にICカード等を整備して、客観的な勤務時間の把握を進めてまいります。

また、教職員自身も勤務時間を意識した働き方をする必要のあることから、「意識改革を図る研修の充実」に取り組んでまいります。

その他、「部活動の在り方の整理」や「留守番電話の導入」、「メリハリのある働き方のルール化」を進めてまいります。

最後に、柱3の「学校支援人材の活用」についてですが、「チームとしての学校」の実現に向け、校務や地域連携活動、部活動等を支援する外部人材の活用や、学校・家庭・地域のさらなる連携・協働に取り組みます。

具体的には、「学校業務支援員の配置」や「地域連携活動支援員の配置」、「部活動指導員の配置」等に取り組むこととしています。

実際のプランは、協議事項2の別冊資料でお示ししております。

県教委では、今後、地域や保護者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、このプランに基づく実効的かつ総合的な取組を、市町教育委員会や学校と一体となって加速化することにより、長時間勤務の改善はもとより、本県教職員が誇りとやりがいを感じながら働き続けることができる勤務環境の実現を図り、学校における働き方改革を推進してまいります。

本プランにつきましても、先ほどの教員育成指標と同様に、本日の御意見等を踏まえて必要に応じ修正等を行った後、来月の当会議にお諮りすることとしております。

本日は、皆様方から、この案について、御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま、教職員課から協議事項2について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。

示している内容は予算等でだいたいお示しをしているもので、これをまとめて、ひとつの柱という形でお示しをするというものでございます。

私も以前、民間企業に勤めていた時に、残業について制限された時に、非常に戸惑ったことがありまして、その時に感じたことは、それ

教 育 長

佐 野 委 員

	<p>までとは違って、労働の質とか時間を変えていかなければいけないということで、これから現場の先生方、特にキャリアの長い人ほど戸惑われるんじゃないかなという感じております。</p> <p>民間企業みたいに、成果とか業績というのが分かりにくいと思いますので、評価方法などを研究していくことが必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺りどのように考えていらっしゃいますか。また、民間企業だと30年か40年くらい前から始まっていることだと思うので、民間企業のノウハウを参考にしてみるというのは考えていらっしゃるかなというところを聞いてみたいと思います。</p> <p>意識改革の部分ではございますけれども、なかなかそれが難しいというように認識しております。具体的にどう評価しようかというところまで至っておりませんが、柱2の⑥、「意識改革を図る研修の充実」ということを盛り込んでおります。これは別冊資料12ページの方で詳しくお示ししているところでございますけれども、例えば、やはり意識的な研修だけでというのは難しいと思いますので、「具体的取組」のイでございますが、やまぐち総合教育支援センターで開催します基本研修、専門研修、支援研修に、「学校における働き方改革」の内容・視点を盛り込んで、キャリアステージを通じて長期に渡って粘り強く意識改革を図っていくということを考えております。</p> <p>それから、15ページの方を御覧ください。</p> <p>やはり、意識だけではいけませんので、⑨でございますが、「メリハリのある働き方のルール化」としまして、「具体的取組」ア、イ、ウ、とお示ししておりますけれども、例えば、県内でも市町においては取り組んでおりました、「学校閉庁日」の設定でございますけれども、平成30年には8月13日から15日までの3日間で試行実施をするなど、県教委としても全体でできることに取り組んでまいりたいと考えております。</p>
教 職 員 課 長	<p>意識改革の部分ではございますけれども、なかなかそれが難しいというように認識しております。具体的にどう評価しようかというところまで至っておりませんが、柱2の⑥、「意識改革を図る研修の充実」ということを盛り込んでおります。これは別冊資料12ページの方で詳しくお示ししているところでございますけれども、例えば、やはり意識的な研修だけでというのは難しいと思いますので、「具体的取組」のイでございますが、やまぐち総合教育支援センターで開催します基本研修、専門研修、支援研修に、「学校における働き方改革」の内容・視点を盛り込んで、キャリアステージを通じて長期に渡って粘り強く意識改革を図っていくということを考えております。</p> <p>それから、15ページの方を御覧ください。</p> <p>やはり、意識だけではいけませんので、⑨でございますが、「メリハリのある働き方のルール化」としまして、「具体的取組」ア、イ、ウ、とお示ししておりますけれども、例えば、県内でも市町においては取り組んでおりました、「学校閉庁日」の設定でございますけれども、平成30年には8月13日から15日までの3日間で試行実施をするなど、県教委としても全体でできることに取り組んでまいりたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>他に、いかがでしょうか。</p>
中 田 委 員	<p>「働き方改革」というものが必要だということは分かるんですけども、もしこれがですね、教育・サービスの低下を犠牲にした時間短縮だったら、心配もあるわけですね。</p> <p>ですから、例えば、今では19時くらいまでは、保護者の方が学校に連絡しても先生と連絡がとれるというような状況だったところが、連絡するべきことがあったときに連絡がつきにくいなど、そういう支障があると対応が必要だと思います。</p>
教 職 員 課 長	<p>「働き方改革」を通して、子ども達に向き合う時間を確保することが結果的に教育の質の向上に繋がると考えております。先ほど、最初に御説明いたしましたけれども、大事な視点として「持続可能な学校の指導・運営体制の構築」、それから「教職員のワーク・ライフ・バランスの実現」ということもございまして、その辺りはしっかりバラ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ンスをとってやってまいりたいと思います。</p> <p>なお、さきほどサービスの低下ということがございましたけれども、「留守番電話の導入」と併せて、別冊資料14ページの「具体的取組」のイのところ、「緊急用携帯電話の整備」など、こういう体制も構築してまいりたいと考えております。</p> <p>保護者や周囲の方への周知とか、そちらの理解も当然必要だろうということですね。</p> <p>他、よろしいでしょうか。</p>
<p>宮 部 委 員</p>	<p>長時間というのが、土日の時間がいちばん大きいと思うんですね。簡単に考えて20日間で毎日2時間残業したとしても40時間で、いわゆる過労死ラインにはとてもいかないわけですよ。代休を取ることも含めて、どのように土日を休んでもらうかが重要になると思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>まだまだ御意見あると思いますが、今後、お気づきの点ございましたらお知らせいただけたらと思います。</p> <p>なお、これは、次の教育委員会会議に諮る前に、文教警察委員会でも、それぞれ御意見を伺うようにしております。</p> <p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議でございますけれども、3月22日（木）、午後2時からを予定しております。よろしく申し上げます。</p>